

ハンナ・アーレントの政治哲学(8)

——戦争と性暴力——

ジェンダーの視点から歴史的責任を問い直す(上)

志水紀代子

The Political Philosophy of Hanna Arendt(8)

War and Sexual Violence:

Rethinking the Historical War Responsibility

from the Prospective of Gender.(I)

Kiyoko SHIMIZU

Abstract

In the last year of the 20th century, a big event was held which attracted the attention of an international audience.

An international symposium, "Contested Historiography: Feminist Perspectives on World War," sponsored by the German Institute for Japanese Studies, was held in Tokyo on April 13th and 14th of this year. This well-timed symposium coincided with, and hence became the opening event of the 'International Women's War Tribunal' held in Tokyo in December.

Several members of the Association for Research on the Impacts of War and Military Bases on Women's Human Rights, a group to which I myself belong, participated as panelists in the conference. Their discussion, focusing upon the contemporary attempt to theoretically clarify the comfort women issue, demonstrated the active nature of their present work and showed the variety of approaches, crossing various academic disciplines, present in Japanese feminism.

This also became a good opportunity for us to share our views and be understood by the many foreign speakers participating in the meeting. I think that it is safe to say that at least at this conference, we were able to fully put across, in a new way and on an international level, the theoretical framework of our present research related to the theme of "War and Sexual Violence."

Key words: interpretation, subaltern, vigilant partisanship, association for research on the impacts of war and military bases on women's human rights

はじめに

「暴力と革命の世紀」と呼ばれた20世紀最後の年に、この日本で戦争と性暴力に関する責任追及の総決算とも言うる、国際的に注目される大きなイベントが女性の手によって開催された。

先ず2000年4月の13日・14日、早稲田大学の国際会議場で、ドイツ・日本研究所(Deutsches Institut für Japanstudien)主催の国際シンポジウム「歴史の政治学——フェミニスト研究者が戦争戦後を考え直す」(“Contested Historiography-Feminist Perspectives on World War II”)が開催された。このタイムリーな企画は、期せずして12月8日から12日にかけて九段会館と日本青年会館で開催されたもう一つの大きなイベント「女性国際戦犯法廷」(“Women’s International War Crimes Tribunal”)のオープニングとなった。前者のシンポジウムには、私が所属する「女性・戦争・人権」学会(Association for Research on the Impacts of War and Military Bases on Women’s Human Rights)のメンバーが複数パネリストとして参加し、「慰安婦」問題の理論的解明を中心にした日頃の活動をベースに、それぞれが日本のフェミニズムの多元性と多様性について報告した。図らずもそれは学問領域を横断しつつそれぞれに連携してアクティブに活動している学会の現状を明らかにすることとなった。このことは外国から参加したスピーカーにも学会活動の実体を知らせる格好の機会になった。「戦争と性暴力」という本論のテーマに関していえば、少なくともこの会議において、我々の日頃の活動をもとにした理論構築が、改めて国際レベルにおいて正当に評価される内容を持つことが跡づけられたのではないかと思う。また、VAWW-NET japan (Violence Against Women in War Network, Japan)によって準備され12月に開催された「女性国際戦犯法廷」は、世界のメディア(日本を除く)が注目し、多くの国で一面のトップ記事として大きく報道された。これは、日本の良識あるフェミニストが98年にソウルで開催された東アジア連帯会議で提唱し、そこに集った諸外国のフェミニストと連携して、3年がかりで準備をし、総力を挙げて取り組んだ大きな国際的な民衆法廷であった。昭和天皇に有罪判決を下した判決は、日本では大手の商業紙ではかろうじて朝日がベタ記事で載せ、産経新聞がそのスタンスで問題視したのを除けば、その扱いは殆ど黙殺に近かったといえる。反対にローカルな東京新聞や西日本新聞、中国新聞などが大きく取り上げて、まだ日本のマスコミが健在であることを示した。この二つの会議をベースに、(上)では主として前者の学会メンバーの報告を紹介しながらこれまで取り組んできた組織的性暴力告発の活動の概要を明らかにし、(下)では12月の民衆法廷を具体的に検証しつつ、アーレントの政治思想を研究テーマにしている私自身の基本的な考え方、およびそれを踏まえた今後の展望について、『H・アーレントとフェミニズム』(ボニー・ホーニッグ編著:岡野八代・志水紀代子共訳 2001年6月 未来社)におけるアメリカのフェミニストたちの多彩な理論構築に焦点をあてて整理していきたいと思う¹⁾。

I. シンポジウム「歴史の政治学——フェミニスト研究者が戦争戦後を考え直す」

まず最初にドイツ・日本文化研究所のシンポジウムがどのような観点から企画されたのを見たい。企画担当者のニコラ・リスクティン (Dr. Nicola Liscutin) は次のように述べている。

「…女性が歴史を語る主体となり、また女性史が歴史学の単なる「付録」としての地位から脱却しようとした時、研究のための理論、そして、そこから起こる問題の究明が必要」となる。「フェミニストによる歴史の再構築の試みは、歴史という学問分野そのものに変更や修正をもたらす可能性を秘めており、歴史を書き直す際、いかにして女性に関する新しい知識や情報を活用するかということは重要な問題…」となったのである。彼女はさらに次のように続けている。

1990年代前期、戦時中の日本政府および軍隊による慰安婦の組織化が国内外で大きな注目を浴びました。この時期、日本ではフェミニストによる歴史の書き直しの作業に弾みがついたのです。以来、「慰安婦」問題は、日本のフェミニストたちによる研究の中枢の課題になってきました。また、「慰安婦」問題は、フェミニストや革新的な研究者を一方に、そして保守派や修正主義者を他方に、「戦争戦後責任」に関する白熱した論議を引き起こしました。そして、フェミニストたちの間に、「慰安婦」問題に付随する議論も起こりました。つまり、女性の戦争への関与、協力という問題に、いかなる方法でまた政治的なスタンスで取り組むかということです。こうした議論によって、フェミニズム理論における思想や方法の差異も明らかにされました。また、ヨーロッパやアメリカの現代史の研究者たちも類似した問題に取り組んできており、その結果、ジェンダー、戦争そしてナショナリズムの関係が、共通の課題として、国内外でさかんに研究されるようになったのです²⁾。

ここに述べられているフェミニズムの共通の課題への斬新な呼びかけが、日本の文化を研究してきたドイツ人スタッフによるものであることに注目したい。リスクティンたち日本文化研究所のスタッフは、一昨年9月にトリア大学で開催された第11回ドイツ語圏日本研究者会議 (11 Deutschsprachiger Japanologentag in Trier) において、その日本研究の成果を報告しているが、ドイツと日本の比較文化研究の観点にたつて、日本の今日の危機的な文化状況が、戦後の歴史的な戦争責任問題に起因することを鋭く見抜き、その報告は、参加した日本人に改めて足元の問題の根深さを思い知らせたのである³⁾。

さて、先のシンポジウムの課題は、第二次世界大戦中及び戦後の、女性、ジェンダー、ナショナリズム、戦争と暴力(性暴力)など複合的な関係を、フェミニズムの観点から考え直すことにあった。会議には、日本、ドイツ、アメリカ、オーストラリアからそれぞれ現役で活躍する著名

な歴史学者、社会学者の参加を得て⁴⁾、日本とドイツの歴史における疑問点や戦争戦後責任などを中心に、報告とそれに関して会場も一体となった活発な討論がおこなわれた。6つのプログラムが組まれたが、セッションの項目はそれぞれ以下のとおりである。

セッション1：「ジェンダー、ネーション、戦争」に関するフェミニズム論

セッション2：フェミニズム、ナショナリズム、ポストコロニアリズム

セッション3：性暴力問題

セッション4：動員と女性のエージェンシー問題

セッション5：歴史を語ること—フェミニスト研究者が求めている表現

セッション6：“Her-story”——記憶、責任、和解

II. ジェンダー、戦争、および暴力に関する新たな問題点

冒頭のポッフム大学のイルゼ・レンツ（Prof. Dr. Ilse Lenz）の報告は、このシンポジウム全体に関わる重要な問題提起となった。彼女は「ドイツ及び日本におけるジェンダー、ネーション、戦争に関するフェミニズム論の変化」と題し、近代国家におけるジェンダー問題はその国のジェンダー序列に関連しているとして、「ジェンダー関係はその国特有の近代化の過程と国家ジェンダーイデオロギーによって創り上げられてきた」と述べた。彼女は1960年代以降、ジェンダー序列が変わってきたこと、それによって、これまでにあった男女の生物学的性差（sex）によるイメージが大きく変わってしまったことを明らかにした。そして、女性が公的な役割を手にし、平等を選んだ結果として、最近になってドイツでも「女性の軍隊への参画」が提案されているという事例を挙げて、「フェミニストの反戦言説において、この新しい進展とは何を意味しているのか、平等な地位とは、文化、民族性、または優勢グループの暴力によって違うのか」と問いかけた。また、ユーゴスラビア紛争による戦争、ジェンダー、暴力に関するドイツでの言説を分析しつつ、この戦いが性的暴力、例えばアルバニア女性に対する集団レイプについて、軍が人権的立場を取ったことでその行為が正当化されていることや、かつて母親中心の議論の中でよく語られた生命の保存が、今日では性的暴力が強調され、影を潜めてきていることに触れて、ジェンダー、戦争、および暴力に関する新たな問題が起こってきていることの危険性を提起した。彼女のこの問題提起は、ユーゴスラヴィアへのNATO軍の空爆にドイツが参戦し、しかもその参戦の理由として、「ナチス・ヒトラーの悪夢の再現」がハーバーマスなど左翼知識人たちにも支持され、ドイツ国内で国を二分する議論があったことが背景になっている。人道上の理由が安易に軍事介入の口実にされ、しかも国連の正規の派遣要請もないままに出動命令が出されたことに対して国際世論が激しく反発したことは記憶に新しい。ちなみに『女性・戦争・人権』学会でもこの危険性をみてとって、この介入に対して抗議声明をだしている⁵⁾。

もう一つの「女性の軍隊への参画」の問題は、すでに1991年の湾岸戦争時、前線で武器を

持って戦闘に参加するアメリカ軍の女性兵士の映像がブラウン管に映し出されて、日本のフェミニストの間にも大きな論争を巻き起こし、繰り返し議論がなされてきた。彼女が提起した問題——人権問題を理由に軍事介入することが正当化されるのか——も、女性兵士のケースも、その身体論をも含めて女性の人権をどのようにみていくかという重要な論点に収斂される。この論点をめぐって、フェミニスト間で議論が大きく分かれたが、まさにその時に「慰安婦」問題にどう対峙するのかということが個々のフェミニストに厳しく問いかけられた。リスクテインが今日的な問題状況として中心に据えていたのは、紛れも無くこの問題であった。ドイツの戦後処理を体験してきた彼女にとって、この問題に対する日本政府や国民の対応は、決して見過ごすことができないものであった。ここでこの「慰安婦」問題をめぐる昨今の状況——日本と世界の落差——について説明しておきたい。

Ⅲ. 日本軍『慰安婦』問題に対する国際社会の反応と日本の対応の落差

98年8月、ジュネーブで開かれた第50回国連人権委員会差別防止・少数者保護小委員会に、「戦時における女性への暴力」について、ガイ・マクドゥーガル (Gay McDougall) 特別報告官が、「武力紛争時における組織的強姦、性奴隷および奴隷類似慣行」についての報告と、日本軍「性奴隷」に関する日本政府に対する勧告を行った⁶⁾。日本政府は、頑なにこの勧告の受け入れを拒否したのみならず、この小委員会の機能そのものを無力化していく方向で政治的圧力をかけ続けている。旧日本軍による性奴隷問題については、すでにラディカ・クマラスワミ (Radhika Coomaraswamy) 特別報告官が2度にわたって取り上げ、これを支持する人権委員会での決議やILO 専門家委員会の報告と勧告 (96年, 97年) があるにもかかわらず、日本政府は一貫して法的責任を否定し、被害当事者や支援団体が批判し撤回を求めている「女性のためのアジア平和国民基金」を盾にして、問題解決を遅らせてきたのである⁷⁾。

いわゆる「従軍慰安婦」問題が、日本の戦争責任を問う一連の戦後補償問題の中で、もっともラディカルに鋭く日本国家と日本国民に、今次世界大戦時の加害責任と人権意識を問いかけていることは言うまでもないだろう。この問題は、ルワンダや旧ユーゴの戦時の組織的性暴力の問題に通底する重大な女性の人権侵害の問題として国連で取り上げられて、いまや世界の人々が知るところとなったのである。しかしながら戦後、天皇の戦争責任を封印し、自国の戦争責任問題を主体的に担うことなく、曖昧にしてきた日本国家において、世論の動向は、極めて消極的・反動的だといわざるを得ない。90年代に入って、元「慰安婦」だったと名乗りをあげた金学順さんの衝撃的な発言があり、またこの同じ年にソビエト連邦が解体して、それまでのアメリカを中心としたソビエト封じ込め作戦に便乗して、自発的・積極的に自国の戦争責任を追及することなく高度経済成長（それもアメリカのヴェトナム戦争介入と決して無縁ではない）を機に、曖昧な私たちで経済援助路線に転向してきていた日本は、改めて国家としての戦争責任を追及するアジア

の民衆の厳しい声の前に立たされることになった。経済大国日本の豊かさを享受してきた多くの日本人に、湾岸戦争時に総額130億ドルもの資金援助をしたにも関わらず、クウェートが国連で謝意を呈した国名の中に日本が挙げられていなかったことに納得がいかなかった。だが、国際世論に接してみれば、それが、平和憲法をもちながら積極的に平和外交を進めてきた実績がないばかりか、自国中心的でアメリカに追随するばかりで「独自の主張」をもたない国、過去の戦争責任を取らない国としてアジアの国々に信用がなかったからだということが、容易に理解できたはずである。その事実を封印したまま、「血を流さなかったからだ」という声にすりかえ、「軍隊を持つツウの国へ」と国民を誘導していった者たちがいたのである。映画「プライド——運命の瞬間」が『ピースおおさか』（大阪国際平和センター）で上映され、国際世論の非難の声が高まるのに逆行してメディア自体の自己規制がかかった日本の報道機関では、殆ど黙殺に近い扱いの中で、国民の多くは世界から向けられた不信や怒りの眼差しに気付くことはなかった。見事に隠蔽され、国民は知る権利を奪われてきたのである。このパターン化された構図は、2001年1月末の「女性国際戦犯法廷」の取材報道で、NHKのETV2001の「戦争と暴力」シリーズの番組改竄問題として世界的につとに有名になった。さらにそれに輪をかけた事態が「新しい歴史教科書をつくる会」の歴史教科書と公民の教科書が文部科学省の検定に合格して、日本の教育現場で子どもたちに手渡される危険性がでてきたことである。韓国そして中国から、自国に関わる部分に関して、国家レベルで修正要求が出されているが、2001年6月現在、なお80パーセント以上の国民の圧倒的多数の支持をえているとされるタカ派の首相は、これに応じるつもりはないという。（注：なお8月15日の最終結果では市町村レベルの公立学校では採択ゼロであった）

戦後日本の政治的空間、公的空間のあり様そのものが、同じく敗戦国として出発したドイツの戦後の軌跡と比較され、とりわけ戦争責任・戦後責任のとり方に関して、国家や国民の意識レベルにおいて格差がありすぎるとして、日本の現実が世界的に厳しく問題視されているが、戦後の社会理論の形成に少なからぬ影響を与え、その責任の一端を担ってきた日本のフェミニストもまた、その責任を免れることはできない。いまなお理論形成の途上にあるフェミニズム理論は、先述したとおり、アメリカで古今の思想をフェミニズムの視点から読み直すシリーズを刊行中であるが、中でもアーレントの政治哲学を新しい視点に立って再解釈し直すフェミニストたちの問いかけは、21世紀のフェミニズムの課題が何かをシビアに呈示してくれている。

IV. あるべきフェミニストの課題とは

さて、本来この問題（あるべきフェミニストの課題）は、先のシンポジウムにおいて、改めて世界的視野に立って議論さるべきものとして報告された。何より加害国である日本国家が責任回避をする中で、日本の女性が内から責任追及の手を挙げ、被害女性たちやそれを支援してきた国々の女性と連携していったことに、21世紀のフェミニズムの大きなさきがけの一步を記した

といい得るだろう。

金富子は、「歴史学と語り手の位置——民族・階級・ジェンダー諸関係から考える」と題して、自らの在日の立場を踏まえて、「慰安婦」問題が、研究者、とりわけフェミニズム研究者に突きつけている問題にどのように応答できるのか、「研究者自身が、その論じ方によっては、民族、国籍、ジェンダー、階級、フェミニズムやナショナリズムに対して、どれだけ自覚的であるかが浮き彫りされてしまう」のではないかと問いかけた。輻輳している現実の問題をただ一面的な切り口から論じるのではなく、そこに「ジェンダーと民族、階級との関係性、それらの相互構築性・相互規定性について、日本人の戦後補償政策に見る「戦争の被害者」の定義や、それと関連する戦前の「日本国民（臣民）」の構築について、兵役、参政権、義務教育を例に、これらに関する詳細なデータを提示しながら、日本人の意識構造に抜きがたくはびこっている問題の根がどこにあるかを、とりわけフェミニスト知識人の責任を追及することで明らかにしてみせた。

同じセッションで大越愛子は、「日本版歴史修正主義の陥穽」と題して、「慰安婦」問題が引き起こした戦争責任論争は、「従来の「戦争の歴史」において不問に付されていた「戦争」なるものの構造的側面、つまりいかなる戦争正当化論によっても覆いきれない戦争の犯罪的側面が露わになってしまった後の論争」であり、そこでは、歴史に対して倫理的責任を担うフェミニズムこそが要請されていることを明らかにする。彼女は表題の日本版歴史修正主義を3つに分類して(1) 原理主義的歴史修正主義、(2) 国民主義的歴史修正主義、(3) 市場主義的歴史修正主義とし、なかでも金富子に呼応して、(3) のフェミニストの責任を厳しく問いかけた。大越はここで、これら日本における「歴史修正主義の再生産装置」としての天皇制の問題が避けられない重要課題であることを明確に指摘した。

次いで、「日本軍性奴隷制問題へのアプローチ——被害者性から加害者性へのパラダイム・チェンジをめぐる」と題して、鈴木裕子がこれまでの女性史研究の盲点に鋭くメスをいれた。鈴木は「ソフトな語り口や、攪乱的な意図を底に秘めて、実はウルトラ・ナショナリズムとの対決を巧妙に回避する」新手的歴史修正主義者が登場し、「彼女彼女らの巧みな言説戦略」がマスメディアに受容され一定程度の影響力をもつ背景に、これまでの近現代日本女性史をほぼ「被害者」一色で描き出してきた女性＝「平和の女神」＝被害者という図式の問題性を明らかにした。それに関連して、「自民族中心主義（日本ナショナリズム）の枠（パラダイム）に「進歩」的女性史家も含めてはまってきた」事実がある事を明らかにしたのである⁸⁾。さらに、女性を「平和の女神」・聖なる「母性」ととらえる女性史研究のパラダイムは、「母性」の対極に「娼婦の性」を位置づけてきた。〈娼婦〉＝「売春婦」の問題が取り上げられることがあっても、多くは「保護救済」の対象としてであり、彼女らが主体化されることはまずなかった）のである。彼女は最後に、近現代女性史研究における天皇制研究のあまりにも不十分であったことを挙げ、次のように憂慮している。

大日本帝国憲法下の「神権天皇制」から日本国憲法下の「象徴天皇制」へと「変容」するな

かで、近代天皇制は生き延びた。もちろんこれは日本支配層とアメリカ占領軍との政治的合作の産物であった。天皇制は戦争責任を問われるどころか、敗戦直後から「終戦の聖断」神話がマスメディアを取り込んでつくられ、「美化」され続けて今日に至っている。昨今に入り、その風潮（美化、讚美）は、いっそう膨らんできている⁹⁾。

そして、韓国挺身隊問題対策協議会（挺対協）の結成と、この挺対協による「女性の人権化」努力、そして挺対協の存在と活動が背景となって、被害女性たちが次々と名乗り出たことが、われわれ日本女性にパラダイム・チェンジを促すものであったことに、今一度きちんと向き合い、昨今の危険な風潮にどのように対峙すべきかを掘り下げて考えたいと結んだ。

昨年アメリカで出版された“HIROHITO”¹⁰⁾が、今年のピューリッツァー賞を受賞した。アメリカで公開された日本の戦時の様々な資料をもとにして描きだされた昭和天皇は、文字通り将軍として日本国家に君臨し、采配を振るったことがここでも動かせない証拠をもとに明らかにされている。昨年のピューリッツァー賞受賞作品であるジョン・ダワーの『敗戦を抱きしめて』も、やはり日本に関わるものであり、マスコミでも話題になって、今年の4月と6月に上下に分冊されて邦訳出版（岩波書店）されているが、“HIROHITO”は来年吉田裕の訳で講談社から出版予定であるという。そうしたことによって人々が徐々に国民意識を脱して、世界に開かれた市民として社会形成していくことがのぞまれるが、そのための行動はまだこれからである。

『性の歴史学』を書いた藤目ゆきは、同じセッションで、「女性史研究と性暴力パラダイム——戦後の米軍性暴力について」と題して報告をおこない、米軍性暴力をめぐる女性史研究の立ち遅れが被害者への沈黙強制へとむすびついてきたこと、その原因が、従来の女性史パラダイムの中で、「性暴力を被害者の立場から書くことができなかった」ことにあることを指摘した。藤目は占領下における「廃娼」の虚実について、女性史研究の従来のパラダイムが「純潔主義的であるとともに欧米礼賛的・近代主義的であり、帝国主義の性暴力を不可視化して」きて、旧来のパラダイムのなかで賞賛されたGHQの廃娼令は、実質的には娼妓取締規則という法令の廃棄にすぎず、「占領軍は買春をほしのままに行い、国家的性暴力である強制性病検診制度は徹底され、集娼地区のみならず街頭に拡大された。朝鮮戦争下に米軍買春は拡大し、公娼制度は撤廃どころか日米両権力のもとで米軍用に新設されすらした¹¹⁾」事実を明らかにした。戦後の学生運動に「アジアの民衆の視点」が欠けていることを鋭く問いかける藤目は、昨年『国連軍の犯罪』を復刻出版している。国連軍＝正義の味方という神話の中に封印されてきた軍隊の実態が、民衆の証言によって暴かれているこの本は、お上意識に支配されている日本人に大きな思考転回をもたらすはずである。基地と隣りあっている沖縄で、レイプ事件が絶えない現実に、本土の私たちはあまりにも鈍感すぎるといえないか。

最後のセッションで、共にVAWW-NET japanの副代表と代表をしている中原道子と松井やよりが12月開催予定の「女性国際戦犯法廷」についておこなった報告は、先にみてきたようなフェミニズムの課題について、特に日本のフェミニストが今果たさなければならない責任に焦

点をしばった報告を行った。

中原は〈マレーシアの「慰安婦」の語る物語——「公的な歴史」と個人の記憶〉と題して、これまで幾度も足を運び、聞き取り調査をしてきた事実のなかから、次のように述べた。

公的な歴史は、実はきわめて私的な歴史である。その時代に政治的な権力をもった、一人一人名前のある個人の集団、政治家、官僚、学者等が彼らの様々な目的のために書き、それを「公的な歴史」として認知したのである。このきわめて私的な日本の「公的な歴史」は、金学順さんという一人の女性の発言で、根底からゆすぶられた。歴史がすべての人間の記憶であるならば、一人一人が歴史を語る事が出来る¹²⁾。

中原もまた、日本の戦争犯罪、とりわけアジアの女性に対する犯罪が、戦後連合国によっても裁かれることがなく、日本もまた裁くことがなかった背景に、日本軍の最高統帥者である昭和天皇がアメリカによって免責されたことを指摘する。そして戦後の日本人が天皇の戦争責任をタブーとし、〈日本人の「公的な」記憶がその時点で停止した〉こと、それに対抗していくために、「一人一人の私的な記憶を語り、一人一人の歴史を書き残すことで歴史を書き始めなければならない¹³⁾」ことを強調した。

このような視点に立つ歴史観は、サブアルタン (subaltern) の歴史という。このことばは、1937年に獄死したグラムシ (Antonio Gramsci) が、残した『獄中日記』の中で使ったのが、1980年代に盛んになった南アジアの近代史研究の中で、主に「民衆に主体を取り戻すための学問の見直し」「下からの歴史観」としてインド的な問題究明のために選ばれた言葉であったのが、インド生まれのフェミニスト G. C. スピバック (Gayatri. C. Spivak) が、このことばをタイトルにした『サブアルタンは語る事ができるか』(みすず書房 1998年)のなかで、帝国主義的な支配—従属関係の中で最底辺におかれた旧植民地の(第三世界の)女性に歴史の主体としての地位を奪回させられるかを問いかけたことによって、広く知られるようになった。彼女のこのような歴史観は、90年代のフェミニストが自らのものとして、当面する組織的性暴力の問題を解明し、責任を追及していくための理論として大きな意味をもった。このような視点は、先述した『ハンナ・アーレントとフェミニズム』の中で、モーリス・B・カプランが「ユダヤ人問題再考」のテーマで論述している視点とも接点がある¹⁴⁾。

最後に VAWW-NET japan の代表をしている松井やよりは、〈「慰安婦」問題と日本の女性運動の責任——2000年「女性国際戦犯法廷」をなぜ開くのか〉と題して、文字通り20世紀末の12月の開廷をめざして準備を進めてきたこれまでの経緯を振り返りつつ、なぜこのような法廷が必要かを、具体的な彼女たちの提訴を中心に報告した。

これまでに被害女性が自らがこうむった悲惨な体験を証言し、また彼女たちが日本政府に対して真相究明、謝罪と保障、責任者処罰などを要求してきたにもかかわらず、日本政府は国家の関与はようやく認めたものの、賠償問題は全て解決済みだとして法的責任を否定し続けていることに対して、被害女性たちが起こしたこれまでの8つの損害賠償請求訴訟も、すでに判決の出た4

つのなかで、関釜訴訟一つだけが部分的に原告の言い分を認めた（註：この訴訟も2001年3月29日の広島高裁で敗訴した）だけで、他は全面的に請求を棄却されてしまっている。また、補償立法化運動も起こされているが、現今の日本のナショナリズムが強まった右翼的な政治状況の中での実現の見通しは非常に暗いと述べた。

一方国連では戦争犯罪や重大な人権侵害被害については、被害者に対する救済だけではなく、加害者の処罰が必要であるとされ、98年7月には国際刑事裁判所設置条約が採択された。10年近い「慰安婦」支援運動は、補償には積極的に取り組んできたが、しかし処罰にはどちらかと言えば消極的であった。右傾化の強まる中で、加害国日本の女性として、正義の回復を求める被害女性たちの声にこたえる責任をどう果たしたらよいのか。戦犯の訴追は、日本の裁判所はもちろん国際的な司法の場でも期待できない中で、VAWW-NET japanが民間女性たちのイニシャティブで「女性国際戦犯法廷」を開くことを98年にソウルで開催された第5回東アジア連帯会議で提案、韓国など被害国6カ国がそれに賛同し、世界各国で武力紛争下の女性への暴力の問題に取り組んでいる人権活動家の女性たちもこれを支持して、この法廷を質・規模ともに世界的な水準で開廷すべく、最終的な調整を進めていることを報告した。この提案をしたのは、松井その人だったのである。

この法廷を開く目的について、松井の言葉を引用したい。

目的の一つは日本軍性奴隷制が女性に対する戦争犯罪であることを明らかにして、その責任者の刑事責任を問い、被害女性の正義回復の訴えに応えることと、もう一つは戦時性暴力不処罰の循環を断ち切って世界中でその再発を防ぐことである。いいかえれば、日本の戦争責任・植民地支配責任と（いう課題と、）女性への暴力・女性の人権という国際社会の課題という二つの面で、加害国、被害国、第三者の女性たちが力を合わせて、正義の実現と歴史の書き直しに挑戦しようとしているのである。それは、戦争と女性への暴力のない21世紀を創りたいという女性たちの未来に向かっての国境を越えた共同行動である¹⁵⁾。

先述したとおり、ここにおいて共通する点は、女性の戦争への関与、協力という問題に、いかなる方法で、またいかなる政治的なスタンスで取り組むかということであった。今回いみじくもその報告内容において、「慰安婦」問題を前に加害責任を真摯に受け止めようとしてきた日本側のフェミニストのそれが、会議全体を圧倒していたと言うのが率直な印象であった。決してそれは過大評価されたものではない。

国内においてはフェミニスト（例えば上野千鶴子などの）からすら告発史観であると中傷されたその観点が、国際的には一歩進んだ歴史観、新たなあるべきフェミニズムの歴史的観点を提示し、世界をリードするものであることが再確認されたのである。特に鈴木裕子が指摘するように、アジアにおいて韓国挺対協の運動に触発されてきたこと、また国内にあっても金富子のように在日の立場で鋭く突き上げる少数者の発言があることによって、常に加害国の女性としての自覚を促されてきたことがその運動や理論構築の背景にあった。このことは、ドイツ知識人が内なるユ

ダヤ知識人によって、その戦争責任を問われ続け、それを共有していく市民社会を形成してきたことを想起させる。ドイツ国内においても常に反動化の波が押し寄せているが、いつもまたそれに反論し議論していく市民意識があった¹⁶⁾。日本においては、天皇の戦争責任を免責しつつ天皇制そのものを象徴天皇制として戦後も継承してきたことが、戦後の無答責の文化的空洞化や道義的混乱を招いた大きな原因であることが、複数の報告者によって指摘された。特に「公」概念について、日本の国民がなお「お上意識」を抜けきれず、それを巧妙に操る為政者を批判しえないでいる。両国民の意識の格差は大きい¹⁷⁾。

上記してきたとおり、性暴力の被害者の視点から、歴史の読み直しをしていこうとする画期的な視点にたつことは、歴史をこれまで支配してこなかったものの立場にたつて読み解くフェミニズムの視点、支配する側のマスターナラティブ (master narrative) に対して、サブアルタナティブ (subaltern narrative) の立場にたつことでもあった。日本の国民意識がいまなお「お上意識」に支配されている状況をどのように自覚的な市民意識に転換していけるのだろうか。今回の報告のまとめとして、最後にハンナ・アーレント (Hannah Arendt) の思想に簡単に触れておきたい。

むすびにかえて

『H・アーレントとフェミニズム—フェミニストはH・アーレントをどのように解釈してきたか』の論集で、若手のリサ・ディッシュ (Lisa J. Disch) が「暗い時代の友愛について」(On Friendship in “Dark Times”) というタイトルで論じているなかに、「用心深い加担」(vigilant partisanship) とディッシュが名づけるところの論争的な実践のモデルが述べられる。彼女はこれによって、「アーレントが今日のフェミニストたちの戦略を先取りしている¹⁸⁾」ことを読み取っているが、これは大いに示唆に富む。実際、今回のシンポジウムで、大越愛子がいみじくも述べている「歴史倫理的な闘い」こそ、アーレントがやろうとしてきたことではなかろうかと考えられるのである。

この論集を編集したホーニッグが、この日本語訳のために書き下ろした序文の最後のところがいみじくも述べているように、「アーレントは、たんなる政治的行為の理論家ではなく、……帝国主義、そして近代国民国家の発展を扱う歴史家であり、公的で活動的な知識人であり、そして、政治におけるアイデンティティ中心主義に対する辛辣な批判者なのである」。また彼女自身はけっしてフェミニストではなかったにもかかわらず、一つのハンナ・アーレント像が、フェミニストが取り組むべき重要な、そして、活力を吹き込んでくれるような理論家として現れてくるのである¹⁹⁾。(強調—引用者)

この論文については、すでに別のところ²⁰⁾で詳しく論じているが、ディッシュは、アーレント

がドイツを代表する啓蒙主義者レッシングにちなんだ賞を受賞する場で、その賞を受け取りつつ、しかし彼女はレッシング賞は、「啓蒙 (Aufklärung) を共有の歴史として再確認することによって、ドイツ人とドイツ系ユダヤ人を宥和させようとする露骨な企て」であることを見抜き、企てられた宥和は拒みつつ、他方、彼女とレッシングを啓蒙されたヒューマニズムの批判者と位置づけ、(カント的な) ヒューマニズムの抽象的な価値には反対しながら、友愛という具体的な善を称賛して、「効果的に、その場面の疑問の余地のない土台として彼女に差し出されたヒューマニズムを取り上げると同時に、招待側にそのヒューマニズムを「暗い時代の人間性」という問題として突き返した²¹⁾」のである。

歴史修正主義者批判が手厳しく行われたことは故のないことではない。

「女性への性暴力」の問題に現実に関わっていく中で、被害者の側に立つ第三者の同定化の視点は、暗い時代・困難な時代の人間性にとって欠くことの出来ないものである。そのことに気づいた者は、もはやその立場を棄てることはできない。知り得た者の責任を果たしていくことこそが「世界」に「人間らしさ」を取り戻すことができる道すじなのである。フェミニストは決してレトリックを駆使する単なる戦略家ではないことを国際的な交流の場で明らかにしえたことは、今後の厳しい状況と闘いつつ折り合っていくとしようとする者に、大きな勇気を与えることになった。特に若手研究者に「あるべきフェミニズム」の指針を示しえたと言い得よう。

事実が明らかになればなるだけ、一層その現実から目をそむけ、自らの専門分野に逃避しようとする知識人の「内的亡命」がふえる。ヤスパースが戦後公的な場で積極的に発言していった背景に、彼がヒトラーの台頭を危険だとアーレントに忠告されたにもかかわらず、これを過小評価し、全体主義の台頭を阻止するために動かなかった自らの不明を反省したことを明らかにしているが、今「教科書問題」が現実の火急の問題として眼前にある日本の知識人は、このことに対する責任をどのように果たしていくのだろうか。

註

- 1) 原著 "*Feminist Interpretations of Hannah Arendt*," (Edited. by Bonnie Honig: The Pennsylvania State University Press, 1995) は、21世紀のフェミニズム理論の構築にむけて出版されているこれまでの思想の再解釈シリーズの1冊である。原著13編のうち日本語版収録は6編であるが、それらについて岡野は次のように述べている。

訳出された論考にも劣らぬ興味深い以上の論考(割愛した論考一引用者)を、紙幅の関係上割愛せざるを得なかったのだが、論文を選択する際には、本訳書が日本におけるアーレント研究者と政治思想研究者にフェミニズム理論の現在を、逆に、日本におけるフェミニスト研究者に対しては現在の政治理論、思想史の可能性を伝えることができるような構成となることを第一に考え、本書に収められた六論文を選択した。本書における六編は、それぞれにある種の緊張関係にあり、それぞれが各論文に対する応答にもなっている……。六編のあいだに生み出された緊張関係とは、まさに現在のフェミニズム理論の直面する二元論的世界をいかに越えるのか、再構成するのか、あるいは、批判するのかを巡るフェミニズム理論内における緊張を反映したものと言える。……本書が、そうしたフェミニズム理論が直面する困難、ディレンマを非常によく表現し得ているのは、まさにアーレントが、二十世紀において真剣に私的/公的領域の境界設定の政治的意味を再考した理論家の一人であったからに他

- ならない。ここに訳出された六編の論文が、二十一世紀における「政治的なるもの」の再考とフェミニズム理論の未来に少しでも寄与することができれば幸いである。(邦訳 277 ページ)
- 2) 「歴史の政治学——フェミニスト研究者が戦争戦後を考え直す」(“Contested Historiography-Feminist Perspectives on World War II”) レジュメ集 28 ページ
 - 3) “11. Deutschsprachiger Japanologentag in Trier 1999 Band II” pp. 493–522 Hrsg. Gossmann, Mru-galla 参照
この研究会議には、大越愛子、井桁碧とともに筆者も参加、「戦争と性暴力」のテーマで報告している。(同上 pp. 523–567 参照)
 - 4) 主な海外からの参加者は、本文中で紹介したイルゼ・レンツのほか、コロンビア大学のアティナ・グロスマン (Atina Grossman)、デューク大学のクロードディア・クーンズ (Claudia Koonz)、オーストラリア国立大学のテッサ・モリスー鈴木 (Tessa Morris-Suzuki)、現在広島市立大学で教えているウルリケ・ヴェール (Ulrike Wöhr) などである。ほかに研究所関係のヴェレーナ・ブレヒンガー (Verena Blechinger)、ギゼラ・ノツ (Gisela Notz) らがいる。日本からのパネリストは、本文中で紹介したほかに上野千鶴子、加納実紀代、高良留美子、村上公子の4人がある。なお村上もわれわれの学会メンバーであることを付記しておきたい。
 - 5) 「ユーゴスラヴィアの民族浄化、集団強姦政策、NATO の空爆に反対するアピール」1999年5月1日付け「女性・戦争・人権」学会運営委員一同
 - 6) VAWW-NET japan 編訳『戦時・性暴力をどう裁くか』国連マクドゥーガル報告全訳 凱風社 2000年参照
 - 7) ラデイカ・クマラスワミ著：クマラスワミ報告書研究会訳『女性に対する暴力』国連人権委員会特別報告書 明石書店 2000年参照
 - 8) この点に関しては、翌日のセッション5で高留留美子が、その母である「高留とみの生と思想」を報告したとき、鈴木への質問に対して、その娘としての心情が先に立ち、鈴木への批判的な言説から母をかばうという姿勢をとり、結果的にナショナリズムにからめとられてしまっている現実を露呈することになった。困難ではあっても、それを超えて連帯していくことをこそ鈴木は求めたのである。
 - 9) 歴史の政治学——フェミニスト研究者が戦争戦後を考え直す」(“Contested Historiography-Feminist Perspectives on World War II”) レジュメ集 32 ページ
 - 10) cf. Herbert P. Bix “HIROHITO and The Making of Modern Japan” Harper Collins 2000
 - 11) (“Contested Historiography-Feminist Perspectives on World war?)” レジュメ集 33 ページ
 - 12) 同上 38–39 ページ
 - 13) 同上 39 ページ
 - 14) 『ハンナ・アーレントとフェミニズム—フェミニストはアーレントをどう理解したか』第4章 (2001年 未来社) 156–193 ページ参照
 - 15) (“Contested Historiography-Feminist Perspectives on World War II”) レジュメ集 39 ページ
 - 16) 99年にも、ヴァルター・グービス論争があったが、これまでも歴史家ノルテの発言をめぐって大規模な論争が起こっている。ハーバーマス、ノルテ他著『過ぎ去ろうとしない過去』(人文書院) ほか参照
 - 17) 日本語の「公(おほやけ)」には「共同体(ないしその首長)」という意味しかなかった。——入江幸男「ボランティアと公共性」(1999年) 国際ボランティア学会誌 創刊号 2000年10月参照
 - 18) 志水紀代子『『暗い時代』の人間性』大越愛子・志水紀代子編『ジェンダー化する哲学』(昭和堂 1999年)
 - 19) 『H・アーレントとフェミニズム—フェミニストはH・アーレントをどう理解したか』(ボニー・ホーニグ編著：岡野八代・志水紀代子共訳 2001年6月 未来社)
原著 “Feminist Interpretations of Hannah Arendt,” (Edited. by Bonnie Honig: The Pennsylvania State University Press, 1995) p. 305
 - 20) 同上 23 ページ
 - 21) 同上 252 ページ

2001年5月10日 受理